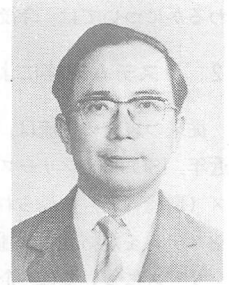


■ 論 説 ■

国際的標準化活動における若干の問題

On the Problems of International Standardization



久 米 均*

Hitoshi Kume

まえがき

国際標準化機関であるISO, IECでは国家規格を作成する機関が集まり、国際規格を策定している。世界貿易機構(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)により、各国は原則として国際規格を採用しなければならない。このため、国際規格の作成に主導的な役割を果たす国及び企業が世界市場において有利な立場に立つことになり、国際規格を作成する国際標準化活動が各国政府の政策及び企業戦略上ますます重要なものとなってきている。このような状況下で、最近の主な国際的な標準化活動の問題として、

- 1) Defact Standards
- 2) 技術革新と国際的標準化
- 3) 国際的相互承認制度
- 4) 知的財産権との関わり
- 5) 我が国の今後の対応

などがあるが、紙数の関係で全てにふれることはできないので、この中から1), 3), 5)について略述してみたい。

1. 戦略的事実上の標準 (Strategic Defact Standards)

従来、“事実上の標準”とは仕様設定時には特に標準化を意識しなかった商品が、市場での競争によって大きなシェアを占めた結果、それが標準としての地位を確立したもので、いわば“結果的事実上の標準”であった。例えば往時のIBMの計算機システム360がその典型で、システム360が世界的に大きなシェアをとった結果、システム360の仕様は私企業の仕様でありながら実質的に公的な標準の役割を果たすこととなり、ソフトウェアその他の関連商品において、この仕様か

らの逸脱はその商品性を大きく損なうことになったのである。これに類する例は他にも多く見ることができ

る。これに対し、近年、仕様設計時から標準化を意識し、市場での多数派となるための企業間での連合を形成し、これによって事実上の標準の地位を確立しようとする“戦略的事実上の標準”の動きが活発になってきている。1995年8月15日の日本経済新聞の第1面でUNIXの次世代規格について、IBM、ヒューレット・パッカード、NEC、富士通、シーメンス・ニクスドルフなど日米欧50社で統一しようとする動きが報じられている。この動きはコンピュータ市場でその影響力が巨大化するマイクロソフト社のOS“WIMDOWS NT”に対抗しようとするもので、これが成功すれば戦略的事実上の標準の典型になる。

標準は、一般に特段の対価なく広く利用される公共財の性格を持っている。しかし“戦略的事実上の標準”はこれにより大きな利益を享受する可能性があるため、公共財の性格のみならず、私財の性格も併せ持つものへと変化してくる。このような場合、

- 1) 規格を作る連合がクローズド・メンバーで構成され、それへの参画が一般に開放されないことがある。
- 2) 情報の公開が不完全であるため、標準のメリットが私物化される。
- 3) 技術情報が開示されないため、対立する方式間の比較が行われ難い。
- 4) 開発メーカーによる競争制限的な囲い込みが行われる。
- 5) 複数の標準が長く存在する。
- 6) さらに場合によっては、過った規格が「過度の弾み」により選択され続ける。

などの可能性がある。このような問題に対処するには現在のところ各国の独占禁止法による以外に特別な手段がなく、国際的標準化機関がこれらの問題にどう関

* 東京大学工学系研究科情報基礎工学教授
〒113 東京都文京区本郷7-3-1

わるかについては、今後の課題として残されている。

2. システム規格による国際的相互認証制度

従来の規格の主流は、物に関する規格であったが、近年、ISO 9000シリーズ（品質保証）、ISO 14000シリーズ（環境管理）に見られるように、物自体ではなく、システムを規格化する動きが現れており、ISO 9000シリーズについては、企業の品質保証システムの国際的審査登録制度とあまってその普及が世界的な広がりを見せている。

さらに、現在ISOにおいて環境管理システムに関する国際規格が作成されているが、欧州を中心にISOの検討状況に合わせて環境管理システム規格を用いた環境管理システムの審査登録制度が整備されつつある。我が国においても国際的に整合のとれた制度の創設が検討されている。

品質システムや環境管理システムの審査登録制度が国際的に有効であるためには、ある国での認証が他の国でも有効とされる国際的相互承認制度の存在が必要である。ISO 9000による品質システム審査登録制度は多くの国で採用されてきているが、この制度は国際的相互承認の方法が定められないままに動きだしたため、個々の企業の品質システムの見直しに役立ってはいるものの、現在のところ本来の目的である国際的通商貿易を円滑化するシステムとして有機的に機能しているとは言い難い状況にある。相互承認は、審査登録機関同士の個別的相互承認、2国認定機関間での相互承認、EAC（European Accreditation of Certification）及びPAC（Pacific Accreditation Cooperation）などの地域内相互承認、多国間国際的相互承認などの形態がありうる。ISOにおいてはQSAR（Quality System Accreditation Recognition）によって多国間国際的相互承認制度を検討しているが、この形で有効なシステムに育っていくことが望ましい。

国際的相互認証については、上記以外に、ある国の試験所のテストの結果、校正結果を国際的に受入れられるようにすることを目的とした試験所認定制度、標準物質の国際的認証制度、溶接技能者・非破壊検査技術者などの資格認定、製品認証における適合性評価方法の国際的整合化などの課題が検討されている。

3. 我が国の国際標準化活動の今後のあり方

3.1 参加型の国際標準化から提案型の標準化へ

我が国の国際標準化活動は、これまでどちらかとい

うとISO/IECでの国際規格の審議への参加は行っているものの、欧米から提案されたものについて審議に参加するといった状況対応型の活動が多く、国際規格原案の提案、幹事国の引受け等の積極的な対応が不足していた。例えばISOにおいて、現在活動中のTC（専門委員会）、SC（分化委員会）は815に上っているが、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツなどの主要国では幹事の引受け数は100から150であるのに対し、日本のそれはわずかに21に過ぎない。欧米諸国は、産業競争力の確保の観点から積極的に幹事国を引受け、自国の国家規格（欧州規格）の国際規格への提案を進めているのである。

3.2 国際標準化を担う人材の確保

TC/SCの幹事国の引受けを積極的に行うためには、国際標準化の手続き、ノウハウを身につけ、英語に堪能な専門家の育成、確保を行わなければならない。このような国際標準化の専門家と関係審議団体、技術的専門家との関係によりはじめて幹事国の役割を果たすことが可能となる。平成7年度の工業標準化推進長期計画審議特別委員会では、日本規格協会の国際標準化協力センターにこれらの専門家を確保するとともに、活動環境の整備を行うことを提言している。

3.3 日本工業規格（JIS）の国際的整合化について

1995年3月に我が国の経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを目的とした「規制緩和推進計画」が閣議決定された。その具体策の一つとして、JISの国際的整合化（ISO規格、IEC規格への整合）の推進が盛り込まれている。我が国が今後とも活力ある経済社会を維持し、国際社会の中で活躍していくためには我が国の経済社会を一層国際的に開かれたものとし、人材、物資、資金、情報等の流通が自由な国内環境を実現することが必要である。この観点から我が国の国家規格の国際的整合性を高め、透明性を確保していくことは極めて大切なことである。

参 考 文 献

- 1) 工業標準化推進長期計画審議特別委員会WG報告書及び資料1995年5月。
- 2) 同上 今後の標準化行政のあり方について（中間報告）1995年5月。